県土整備部発注工事における「週休2日確保工事」実施要領

1 趣旨

本要領は、青森県県土整備部が発注する土木工事(港湾・空港工事を除く。)における、 週休2日確保工事の実施方法について必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 调休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所又は現場作業等に従事する者の休日確保を行ったと認められる状態のことで、必ずしも1週間当たり2日の休日を確保するというものではない。

(3) 対象期間

現場着手日から現場完了日までの期間をいい、以下の期間は対象外とする。

- ア 現場着手日の前日までの期間
- イ 現場完了日の翌日以降書類整理等を行う期間
- ウ 年末年始(6日間)及び夏期休暇(3日間)
- エ 工場製作のみが行われている期間
- オ 工事全体を一時中止している期間
- カ 設計図書において対象外としている期間
- キ 災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間
- ク その他、協議により対象外と認められる期間

(4) 現場着手日

土木工事共通仕様書(青森県県土整備部)に規定する工事着手を行った日をいう。

(5) 現場完了日

現場事務所等の撤去を含む設計図書に示された現場作業が全て完了した日をいう。 ただし、完成検査のために存置する設備(仮設階段等)の撤去を除く。

(6) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態のことで、降雨、降雪等による現場閉所も含む。

(7) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(8) 休日率

対象期間内に技術者又は技能労働者が取得した休日の割合をいう。

(9) 4週8休以上

現場閉所率又は休日率の割合が28.5%(8日/28日)以上の状態をいう。

(10) 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率又は休日率の割合が25%(7日/28日)以上28.5%未満の状態をいう。

(11) 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率又は休日率の割合が21.4%(6日/28日)以上25%未満の状態をいう。

(12) 完全週休2日

週休2日の確保にあたり、毎週特定の2つの曜日(土曜日及び日曜日が理想)に現場 閉所を行うことをいう。

(13) 交替制

現場作業等に従事する技術者及び技能労働者が交代で休日を確保することをいう。

3 週休2日確保工事の分類

週休2日確保工事は、週休2日の確保方法及び発注者による指定の有無によって、以下の3種類に分類する。

確保方法	週休2日	週休2日	中状しない、		
指定の有無	(現場閉所)	(交替制)	実施しない		
発注者指定型	発注者指定型	発注者指定型			
	(現場閉所)	(交替制)			
受注者希望型	受注者希望型※				

※: 工事受注後、週休2日の確保方法を選択する。

4 週休2日確保工事の発注

工事発注時、以下の(1)から(3)の順に選択することとし、週休2日の確保方法、 発注者による指定の有無及び週休2日の対象外とする期間(当該工事特有のもの)を特記 仕様書に明示する。

(1) 発注者指定型(現場閉所)

現場閉所による週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。工 事施工中に発生したやむを得ない理由がある場合を除き、受注者は現場閉所により週 休2日の確保を行わなければならない。

以下の両方を満たす全ての工事を対象とする。

- ア 当初工期が以下のいずれかにより設定されていること
- (ア)土木工事標準積算基準書(青森県県土整備部)における標準工事日数以上を確保 している工事
- (イ) 積上げにより週休2日に対応した工期を設定している工事
- イ 以下に該当しないこと
- (ア) 災害復旧工事や応急対策等、早期完成が特に求められる工事
- (イ) 時間的制約を受ける工事
- (ウ)維持管理工事等、工事特性から本方式の適用が困難な工事

(2) 発注者指定型(交替制)

現場閉所による週休2日の確保が難しい現場等において、交替制による週休2日の 確保に取り組むことを発注者が指定する方式である。

以下のいずれかに該当する工事を対象とする。

- ア 維持管理工事等、事前に現場閉所日を設定することができない工事
- イ その他、工事特性から本方式の適用が望ましい工事

(3) 受注者希望型

工事発注後、受注者が週休2日の実施を希望し、現場閉所又は交替制による週休2日 確保に取り組むことができる方式である。

原則として、上記(1)及び(2)に該当しない全ての工事を対象とする。

(4) 対象外工事

全ての工事は上記(1)~(3)のいずれかを選択することを原則とするが、以下の工事は対象外とすることができる。

ア 緊急を要する工事

イ その他、週休2日の確保が適当でないと判断される工事(小規模工事等)

5 週休2日実施に係る費用の計上 週休2日確保工事を実施する場合は、以下により積算する。

(1) 経費の補正

【 受注者希望型 】

各経費は、現場閉所率等に応じて補正係数を乗じる。なお、市場単価等、内訳が示されていないものは下表の補正を行わず、現場閉所率に応じた単価を使用する。

補正係数は、それぞれ表5-1及び表5-2のとおりとする。

達成状況 4週7休(25%)以上 4週6休 4週8休 4週6休(21.4%)以上 経費 (28.5%)以上 4週8休(28.5%)未満 4週7休(25%)未満 (21.4%)未満 労務費 1. 05 1. 03 1. 01 補正なし 機械経費(賃料) 1. 04 1. 03 1. 01 補正なし 共通仮設費率 1. 04 1. 03 1. 02 補正なし 現場管理費率 1.06 1. 03 補正なし 1. 04 【 発注者指定型 】 当初積算時 精算変更時:4週8休(28.5%)未満は見直し(減額)

表5-1 補正係数(現場閉所の場合)

表 5 - 2 補正係数(交替	替制の場合)
-----------------	--------

精算変更時:現場閉所率に応じた見直し(増額)

当初積算時

達成状況	4週8休	4週7休(25%)以上	4週6休(21.4%)以上	4週6休
経費	(28.5%)以上	4週8休(28.5%)未満	4週7休(25%)未満	(21.4%)未満
労務費	1. 05	1. 03	1. 01	補正なし
現場管理費率	1. 03	1. 02	1. 01	補正なし
【 発注者指定型 】	当初積算時	精算変更時:4週8休	(28.5%)未満は見直し()	或額)
【 受注者希望型 】	精	算変更時:現場閉所率に	応じた見直し(増額)	当初積算時

6 週休2日確保工事の実施

週休2日確保工事の実施方法は、別紙1「週休2日確保工事(現場閉所)の実施について」又は、別紙2「週休2日確保工事(交替制)の実施について」による。

なお、受注者希望型において、週休2日の確保に取り組むことを希望する場合は、予め 工事打合簿により以下について協議する。

- (1) 週休2日の確保方法(現場閉所又は交替制)
- (2) 目標とする現場閉所率又は休日率

7 工事成績評定における評価

(1) 加点評価の実施

発注者は、対象工事における休日の確保状況に応じて、工事成績評定時に表 7-1の とおり評価を行う。

なお、工法変更の提案等、優れた取組がある場合は別途考慮する。

確保状況 現場閉所 現場閉所 交替制 項目 (完全週休2日) (4週8休以上) (4週8休以上) 作業員の休日の \bigcirc \bigcirc \bigcirc 確保に関する項目 適切な工程管理に \bigcirc \bigcirc \bigcirc 関する項目 創意工夫「その他」 \bigcirc における1点加点

表7-1 工事成績評定における評価

○:評価する一:評価しない

(2) 減点評価の実施

発注者指定型により発注した工事において、受注者が週休2日の確保を辞退する等、 週休2日に取り組む意思が見られない場合は、作業員の休日の確保及び適切な工程管 理に関する項目を評価しない。

8 証明書の発行

発注者は、対象工事において、4週8休以上の休日の確保を行ったことが確認できた場合、工事成績評定の通知時に週休2日実施証明書を発行する。

9 その他

- (1)受注者は、週休2日の実施により行われる経費補正を下請契約にも反映させるものとする。
- (2)発注者は、増工を伴わない場合であっても、受注者から週休2日の確保に必要な工期の変更協議があり、協議内容が妥当と判断される場合には、工期の変更に応じるものとする。
- (3) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。

10 附則

- この要領は、平成30年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。
- この要領は、令和2年4月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。
- この要領は、令和2年8月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。
- この要領は、令和3年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。
- この要領は、令和5年10月1日以降公告又は指名通知となる工事から適用する。

ただし、4(2)及び4(3)の交替制の選択は、令和6年1月1日以降公告又は指名 通知となる工事から適用する。

週休2日確保工事(現場閉所)の実施について

1 実施工程の検討

受注者は、現場着手日までに週休2日の確保を考慮した工程を以下により検討する。

(1) 4週8休以上の場合

土曜日及び日曜日を現場閉所とする完全週休2日となるよう配慮する。

ただし、関係機関との協議や各種制約等を踏まえ、上述以外とする必要がある場合は この限りでない。

(2) 4週8休未満の場合

現場閉所の設定に法則性を持たせるよう配慮する(例えば、毎月の現場閉所日を日曜日及び第2・第4土曜日に固定する等)。

2 施工計画書の提出

受注者は、上記1による検討を踏まえ、現場閉所の予定を確認できる資料(工程表やカレンダー等)を作成し、施工計画書に含めて提出する。

なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、受注者は現場閉所の予定を確認できる資料を提出する。

3 工期延期等に関する協議

受注者は、週休2日の確保にあたり工期延期や施工方法の変更等が必要となる場合は、 土木工事請負契約書に基づき協議を行う。

4 悪天候等に伴う現場閉所の変更

悪天候等により当初予定していた稼働日を急遽現場閉所とする場合は、事前に監督職員に報告する必要はなく、下記5により報告する。

なお、代替の稼働日が必要となる場合は、上記1によって決定した現場閉所の設定を維持するよう配慮する。

5 週休2日の確保状況に関する報告

受注者は、履行報告書に現場閉所の実績が分かるカレンダーを添付する等の方法により、監督職員に対して現場閉所の確保状況を毎月1回以上報告する。

なお、上記4による現場閉所の変更がある場合は、この時に監督職員に報告する。

6 実施内容の変更

工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により工事全体の工程を変更する必要が生じた場合は、再度工程を検討し、必要に応じて施工計画書の変更等を行う。

その際、各工事の状況に応じて以下のいずれかの方法を選択する。

- (1) 当初予定していた週休2日の確保を継続する。
- (2) 週休2日の確保を交替制に変更する。
- (3) 現場閉所の割合を変更する (例:4週8休以上→4週6休以上4週7休未満)。
- (4) 週休2日確保工事の実施をとりやめる。

7 災害対応等に伴う対象外期間の設定

対象期間に含めない期間のうち、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」は、その都度、理由及び期間を協議により定めるものとする。

8 達成状況の報告

現場完了後、速やかに週休2日確保の達成状況を取りまとめ、工事打合簿により監督職員に報告する。

その際、以下により現場閉所率を計算する。

また、監督職員は、報告の内容について以下を確認し、工事打合簿の回答欄に確認した内容を記入する。

- (1) 現場閉所率及び設計変更の必要の有無
- (2) 完全週休2日の達成状況(現場閉所率が4週8休以上の場合のみ)

9 設計変更

上記8による報告後、必要に応じて経費補正の変更等を行う。

週休2日確保工事(交替制)の実施について

1 対象者

施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者を対象とする。 ただし、以下の者を除く。

- (1) 非常勤の者(臨時で従事する者)
- (2) 現場作業日数が5日以下の者

2 実施工程の検討

受注者は、現場着手日までに以下について検討・整理する。

- (1) 工種ごとの対象期間
- (2) 対象者の氏名、対象期間の日数及び休日(予定)
- (3) 現場代理人が出勤しない日及び時間帯における現場代理人と発注者との連絡体制の 確保方法

3 施工計画書の提出

受注者は、上記2による検討内容を施工計画書に含めて提出する。

なお、請負金額が1千万円未満の工事で発注者が施工計画書の提出を不要とした場合は、受注者は上記2による検討内容を工事打合簿に添付して提出する。

4 工期延期等に関する協議

受注者は、週休2日の確保にあたり工期延期や施工方法の変更等が必要となる場合は、 土木工事請負契約書に基づき協議を行う。

5 悪天候等に伴う休日の変更

悪天候等により当初予定していた稼働日を急遽休日に変更する場合は、事前に監督職員に報告する必要はなく、下記6により報告する。

なお、代替の稼働日が必要となる場合は、上記2によって決定した休日の設定を維持するよう配慮する。

6 週休2日の確保状況に関する報告

受注者は、履行報告書に対象者毎の対象期間における休日の実績が分かるカレンダー を添付する等の方法により、監督職員に対し休日の確保状況を毎月1回以上報告する。 なお、上記5による休日の変更がある場合は、この時に監督職員に報告する。

7 実施内容の変更

工事施工中に生じた災害や予期しない現場条件の変化等、受注者の責によらない事情により工事全体の工程を変更する必要が生じた場合は、再度工程を検討し、必要に応じて施工計画書の変更等を行う。

その際、各工事の状況に応じて以下のいずれかの方法を選択する。

- (1) 当初予定していた週休2日の確保を継続する。
- (2) 週休2日の確保を現場閉所に変更する。
- (3) 休日の割合を変更する (例:4週8休以上→4週6休以上4週7休未満)。
- (4) 週休2日確保工事の実施をとりやめる。

8 災害対応等に伴う対象外期間の設定

対象期間に含めない期間のうち、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」は、その都度、理由及び期間を協議により定めるものとする。

9 休日率の計算

休日率の計算は、以下により行う。

(1) 対象者毎の休日率の計算

対象者毎に休日率を計算する。

なお、下請負人の場合は、下請負契約上の契約工期内とする。

(2) 工事全体での休日率の計算

(1) により求めた対象者毎の休日率を平均し、工事全体の休日率を計算する。 この際、工期日数の違い等を考慮した加重平均は行わない。

(3) 中抜け期間の除外

以下の期間は、中抜け期間として対象期間の日数から除外する。

- ア 他工事に従事している期間
- イ 断続的な作業期間の間の期間
- ウ 長期休業等により出勤できない期間

10 達成状況の報告

現場完了後、速やかに週休2日確保の達成状況を取りまとめ、工事打合簿により監督職員に報告する。

また、報告の際は対象者の勤務状況を確認できる資料(出勤簿、工事日誌、建設キャリアアップシステムの入退場記録等)を提示する。

監督職員は、提示された資料等から報告内容の真偽を確認し、工事打合簿の回答欄に確認した内容を記入する。

11 設計変更

上記 10 による報告後、必要に応じて経費補正の変更等を行う。

12 その他

受注者は、毎月の休日の取得状況に偏りが生じないよう配慮しながら工事を進めるものとする。